学修に関する同意書

玉川大学通信教育課程における学修において以下のような不正行為がなされた場合には、玉川大学学則、 玉川大学学生処分規程、玉川大学教育学部教育学科通信教育課程規程に基づき、処置・処分の対象になります。 万一処分対象になった場合には、当該学生は教職課程の受講を継続できません。

【レポートに関する事項】

- 1. 他人に作成してもらったレポートを提出すること。
- 2. 他人のレポートの一部または全部を流用したレポートを提出すること。
- 3. インターネット等で流布されている論文の剽窃(ひょうせつ)あるいは販売されているものを使用すること。
- 4. インターネット等でレポートを販売すること。
- 5. 出典 (ウェブ上の資料を含む) を明記せず、丸写しすること。
- 6. 制作物および作品についての不正行為も前各項に準ずる。
- 7. その他これに準ずる行為。

【試験に関する事項】

- 1. 試験問題または答案を盗むこと。
- 2. 他人の答案を見たり、他人に見せたりすること(カンニング行為)。
- 3. 他人に受験を代行させたり、他人の受験を代行したりすること。
- 4. 他人の助力を得て答案を作成すること。
- 5. 参照を許可されていない物件を試験中に参照したり、またはそれを参照できるような状態の下で受験をしたりすること。
- 6. 参照を許可された書籍・ノート類を貸し借りすること。
- 7. 机、身体、所持品または身の回りの物品に文字等を記載し、試験中に参照したり、またはそれを参照できるような状態の下で受験をしたりすること。
- 8. 音声、動作等により答案作成に役立つ情報を伝えること。またはそのような行為に加担すること。
- 9. 指定された用紙以外の用紙に解答すること。
- 10. 答案作成に関して、試験監督の指示または受験要領等に従わないこと。
- 11. 答案の交換を行うこと。
- 12. 試験終了後に不正行為が判明した場合も前各項に準ずる。
- 13. 答案作成の際、適切な引用を行わず剽窃(ひょうせつ)を行うこと。
- 14. その他不正な手段を用いて受験すること。

上記の件について同意いたします。

記載日: (西暦) 年 月 日 氏 名 卵